

徳島県における規制改革について  
(第2次提言)

平成29年9月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

## 徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革の推進にあたっては、本年7月、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」開設が実現し、新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開に取り組む本県ならではの、「消費者目線・現場主義」を徹底することが重要となる。

その具体的な実践にあたっては、条例等の改正による県が行う規制改革はもとより、県版「地方創生特区」などを活用した市町村との連携による住民に身近な改革、さらには国への政策提言を通じた改革など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

## 具体的な規制改革の方向性について

### 1 行政手続きの簡素化について

県民や事業者からは、規制そのものの基準に加え、許認可等を受けるための手続きについても見直しを図るべきとの強い声がある。

こうした声を受けて、「行政手続きの簡素化」を図ることは、これまで県民や事業者に必要なとなった時間やコストを縮減し、手続き自体の負担感の軽減に繋がることから、規制改革の一つの手法として大きな効果があると考えられる。また、行政側でも事務負担軽減が図られ、行政職員にとっての「働き方改革」にも繋がるため、次のとおり、県として積極的な推進を図る必要がある。

#### (1) オンライン化に向けた業務棚卸しの徹底について

行政手続きの簡素化を図る上で重要な柱となるオンライン化の更なる推進へ向け、国の「規制改革推進会議」答申や「官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、まずは、県の行政手続きの実態を把握し、実践へと繋げるべく、期限を設け「業務棚卸し」の徹底に取り組む必要がある。

#### (2) 行政手続きの見直しについて

行政手続きの簡素化による、行政コストの縮減へ向け、オンライン化の拡大を進めるとともに、例えば二以上にまたがる申請手続きの様式統一化や、「AI」など新しい技術を活用するなど、徳島ならではの手法も駆使し、効率化を図りながら取り組む必要がある。

特に、AIについては、普及拡大を進める民泊分野など、対象を絞って先行導入するといったスピード感溢れる積極的な検討を図る必要がある。

#### (3) 行政コストの削減目標の設定について

県民や事業者の手続きに関する「行政コストの削減」については、世界的な潮流も踏まえ、県として、国の「削減率20%」を上回る、との目標を設定し、実現に向けて着実に取り組む必要がある。

## 2 民泊の推進について

第一次提言において、全国初の「シームレス民泊」創設を提言したところ、短期間の内に制度化されたことに敬意を表するとともに、この流れを加速させていくため、次の通り提言する。

### (1) 「住宅宿泊事業法」への対応について

来年施行予定の「住宅宿泊事業法」を活用した民泊推進が円滑に図られるよう、必要な条例の制定や周知啓発、民泊開業予定者へのフォローアップなどについて、官民の連携を図りながら、しっかりと対応していく必要がある。

### (2) 「分散型民泊」の推進について

中山間地域等の活性化へ向け、農泊施設の拡大へ、良質な農林漁業体験や農山漁村での生活体験の提供を確保することを条件に、要綱等の見直しを図ることで、旅館業法等の規制改革を反映させ、体験プログラムを提供する農林漁家との連携により、宿泊サービスの提供を可能とする「分散型民泊」の実現を図る必要がある。

その際、満足度の高い本県ならではの「分散型民泊」の実現へ、モデル地域を指定し、積極的に支援することも重要と考える。

## 3 イベント開催時の飲食提供について

食の安全・安心を守りつつ、時代に即した規制のあり方として、特に県民・事業者から強い要請のあるイベント時における飲食提供について、次のとおり提言する。

なお、基準の運用には、関係機関内で緊密な連携を図り、地域や場所の違いから、差異が生じないことに十分留意すべきである。

### (1) イベントにおける取扱品目の制限について

イベントによる交流人口の増加のためには、時代に相応した飲食の提供が必要である。

そこで、屋外の簡易な施設で調理加工可能な取扱品目の制限については、食中毒防止の衛生対応の一定の担保を条件として、提供品目の拡大へ、積極的に規制改革を行う必要がある。

### (2) 定期的かつ特定の場所における許可について

イベント開催時の飲食提供など、営業範囲が限定される「臨時的季節的営業許可」について、申請者の手続きに必要な時間や費用負担の軽減を図る観点から、特定の場所に反復継続して出店するものについては、衛生対応の一定の担保を条件として、長期間の許可を可能とするよう、積極的に規制改革を行う必要がある。

## 4 その他

県においては、今回提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜進捗状況を報告するとともに、なお一層、「消費者目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

平成29年9月8日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二